

Q5-2.貨物税(物品税)について教えてください。

貨物税は、特定の台湾内製造品または輸入品に課される国税局管轄の税金です。納税義務者は台湾内の製造者または輸入者(貨物税条例第2条)で、物品の種類や評価額、数量により異なる税率が適用されます。工場出荷製品に関する貨物税は、翌月15日までに納税しなくてはなりません。また、輸入品にかかる貨物税は、関税とともに輸入時に徴収されます。ゴムタイヤ、セメント、飲料品、ガソリン・オイル類、電化製品、車両などが対象品目となっています。

お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や資誠聯合會計師事務所(PwC台湾)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。